

産業支援センターせと パートナーシップ企業規約

■目的

<第1条>

この規約は、産業支援センターせと（以下、センター）が設置するパートナーシップ企業制度の運営等について必要な事項を定め、もって外部関係者のセンターに対する協力と理解を高めることにより、センターの事業活動の維持に資することを目的とする。

■資格

<第2条>

パートナーシップ企業の資格を有する者は、産業振興に資する者で、かつ、センターの趣旨に賛同し、センターの事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

■加入

<第3条>

パートナーシップ企業の加入にあたっては、パートナーシップ企業入会申込書に必要事項を記載し、会費を添えてセンターに提出するものとする。

■会費

<第4条>

パートナーシップ企業の会費については、次のとおり定める。

1. パートナーシップ企業は、年会費を納入するものとする。
2. 会費の額は、1,000円を納付するものとする。

■特典

<第5条>

パートナーシップ企業は次の特典を有する。

1. センターが主催する事業への参加
2. センターが作成又は発行する資料の享受
3. センターの施設及びサービスの利用
4. その他第1条の目的を達成するために必要な事業

■その他

<第6条>

パートナーシップ企業について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、センターを運営する瀬戸市地域産業振興会議で決定する。

付則：この規約は、平成17年10月27日より施行する。

この規約は、平成30年5月22日より施行する。